

ふくしまデジタルアート推進事業 公募型企画プロポーザル募集要領

1 業務の目的

デジタルアート作品の発表・鑑賞の機会を提供することで、デジタルアートをきっかけとした県内の若年層の地域に根ざした文化意識の醸成を図り、まちづくりを担う人材を育成する。

2 事業内容

(1) 対象事業

ふくしまデジタルアート推進事業

(2) 業務内容

別紙「ふくしまデジタルアート推進事業業務委託に関する仕様書（案）」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

(4) 委託費の上限

9,646,000円（消費税及び地方消費税込み）

3 問合せ先及び提出先（以下「事務局」という。）

福島県文化スポーツ局文化振興課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

電話：024-521-7154（直通） FAX：024-521-5677

E-mail：bunka@pref.fukushima.lg.jp

4 主なスケジュール

項 目	日 程
公募開始（募集要領のHPによる公表）	令和7年3月25日（火）
質問書の提出期限	令和7年4月 1日（火） 17時まで
質問回答	令和7年4月 3日（木）※予定
参加申込書の申込期限	令和7年4月 9日（水） 17時まで
参加資格確認結果の通知	令和7年4月10日（木）
企画提案書等の提出期限	令和7年4月16日（水） 17時まで
審査結果通知	令和7年4月23日（水）以降
契約締結	令和7年5月 9日（月）以降

5 プロポーザル参加の条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げている条件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

6 実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県文化スポーツ局文化振興課（以下、「県文化振興課」という。）のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、県文化振興課の窓口又は郵送等での配付は行いません。

HP アドレス：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11055a/mediaart.html>

7 質問等の受付

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（第 1 号様式）を以下により提出してください。

(1) 提出期限

令和 7 年 4 月 1 日（火）17 時まで（必着）

(2) 提出方法

3の事務局宛に電子メールにより提出してください。

なお、件名は「【質問】ふくしまデジタルアート推進事業」とし、電話にて送付した旨をお知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、県文化振興課のホームページに掲載します。(個別の回答は行いません。)

(4) 回答日

令和7年4月3日(木) ※予定

8 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込書(第2号様式)を以下により提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和7年4月9日(木) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

3の事務局宛に電子メールにより提出してください。

件名は「【プロポーザル参加申込書】ふくしまデジタルアート推進事業」とし、送信後、電話にて送信した旨をお知らせください。

9 企画書等の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、「8 参加申込書の提出」による手続きを行った上で、企画提案書を提出してください。

(1) 提出期限

令和7年4月16日(水) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

また、電子媒体一式を3記載のメールアドレスに送付してください。

(3) 提出書類

- ア 参加申込書(第2号様式) ※事前に提出した参加申込書の原本を提出
- イ 企画提案書及び工程表(様式任意。ただし、日本工業規格A4版とする。)
- ウ 事業経費積算書
- エ その他企画提案を説明するのに必要な書類
- オ 事業者概要(第3号様式)
- カ 業務実施体制書(第4号様式)

(4) 提出部数

6部(正本1部、副本5部)

10 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

各者から提出された企画提案書について、下記の審査基準により審査員が書面審査を実施し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。

（２）審査基準

ア 審査基準等

審査項目	評価基準		配点
業務遂行能力等			
業務体制	・WEB 展覧会及び動画コンテンツ制作を実施する上で十分な体制であるか。		10 点
スケジュール	・業務を円滑かつ確実に実施できるスケジュールであるか。		10 点
業務実績	・本業務と類似の業務の受注実績があるか。		5 点
企画提案内容			
実施方針 (業務理解)	・本事業の目的や業務内容を理解しているか。		10 点
企画提案 (企画性)	展覧会	・特設ホームページやWEB 展覧会は、見やすさに加え、応募者・閲覧者にとって操作性が高い内容が提案されているか	10 点
		・作品募集や展覧会開催等の情報発信・広報は幅広い若年層への周知に期待ができ、参加者・閲覧者の増加につながるものであるか。	10 点
	動画	・幅広い若年層の関心の掘り起こしへ寄与する動画内容であり、計画的な制作スケジュールが提案されているか。	10 点
		・動画コンテンツの発信・広報は効果的に SNS 等を活用し、デジタルアートに関心の低い若年層に波及性の高いものであるか。	10 点
	・本事業の目的に沿い、広く若年層の関心や参加を得られる提案がされているか。		10 点
	企画提案 (独創性)	・仕様書に記載されていない活用可能な提案があり、またそれは効果的か。	
業務経費	・業務経費は適正であるか。		5 点
合計			100 点

イ 評価方法

審査項目毎に評価点を付します。評価基準は以下のとおりとします。

評価点		評価
10 点満点	5 点満点	
10	5	優れている
8	4	やや優れている
6	3	普通
4	2	やや劣る
2	1	劣る

ウ 業務委託予定者の選定

各審査委員の評価点を集計して総合得点を算出し、総合得点が最も上位の者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とします。

なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合、全審査委員の合計得点の平均が6割以上であることを条件とします。

（３）審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル参加者全員に通知します。

なお、委託候補者とならなかった者は、審査結果通知の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由の説明を書面により求めることができます。

1 1 企画提案書等の提出に際しての留意事項

（１）企画提案書の失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

ア 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書

イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書

ウ 審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

（２）複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

（３）辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

（４）費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

（５）その他

ア 参加者は、参加申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。

エ 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めません。

1 2 契約の締結等

（１）委託契約の手続

事務局は福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約により、委託契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で業務受託者として決定し、委託契約を締結するものとします。

また、委託契約候補者は、契約締結時に同規則に定める契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、同規則229条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。

(2) 仕様書の協議等

業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は 業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおり反映されない場合もあります。

委託契約候補者との協議が整わなかった場合、又は委託契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議を行うものとします。

(3) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。なお、見積金額は委託契約の上限価格を超えないものとします。

(4) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合があります。

(5) その他

本公募は、令和7年度当初予算の成立及び東北経済産業局の特定原子力施設地域振興交付金の交付決定を前提としていることから、今後、事業内容が変更される場合や実施に至らない可能性があることを、あらかじめご了承ください。

なお、契約に関しては5月1日以降を予定しております。

1 3 担当課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 (本庁舎5階)

福島県文化スポーツ局文化振興課 (担当 佐藤)

電話：024-521-7154 FAX：024-521-5677

E-mail：bunka@pref.fukushima.lg.jp